

総会から常任委員会等への委任事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定による常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

（常任委員会への委任事項）

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号の「大会開催の基本方針」を除く。）及び計画の策定に関すること。
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。
- 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。
- 5 競技役員等の編成及び養成に関すること。
- 6 競技施設の整備計画に関すること。
- 7 総務企画及び運営に関すること。
- 8 大会実施競技に関すること。
- 9 広報及び県民運動に関すること。
- 10 宿泊及び衛生に関すること。
- 11 輸送及び交通に関すること。
- 12 式典の企画及び運営に関すること。
- 13 医療救護、警備及び消防に関すること。
- 14 その他大会開催準備及び運営に関すること（会則第 11 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の事項を除く。）。

（募金・企業協賛推進委員会への委任事項）

募金及び企業協賛の推進に関すること。